

厚生労働省告示第203号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第31条の31第2項第9号、第31条の32第1項第3号及び同条第2項第7号、第31条の33第1項第3号及び同条第2項第8号並びに第31条の34第1項第3号及び同条第2項第8号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第31条の31第2項第9号等の規定に基づき厚生労働大臣が定める標識を次のように定め、平成19年6月1日から適用する。

平成19年5月31日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

